

令和6年度 新潟市木戸コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることに伴い、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	新潟市木戸地域コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	利用時間等	○	利用許可、案内等の業務を円滑に行っており、毎月管理人ミーティングを行うなど利用者への接遇も適切かつ良好である。老人憩のフロアーが併設されており、入浴施設の管理には特に留意が必要だが、利用者が安心・安全に利用できるように努めている。また、利用者も前年度と比べて上昇している。
2	適正な人員配置	○	
3	設備・備品の貸出	○	
4	利用者の安全確保	◎	
5	案内等の対応と接遇	◎	
6	苦情への対応等	○	
7	緊急体制	○	
8	利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	目的にあったサービス提供	◎	文化祭を開催し、利用者の発表機会を設けるとともに、施設のPRに努めた。また、利用者会議を実施し、利用者の満足度向上を積極的に図っている。広報紙を発行し、利用者の増加に向けて、情報発信に努めている。
2	適正な人員配置	○	
3	情報提供・接遇	◎	
4	利用者数等	◎	
5	自主事業配分	○	
6	サービス向上の観点	◎	
7	苦情等への対応	○	
8	緊急体制・対応	○	

3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	建物保守管理等	◎	昭和55年開設で、東区管内で最も古い施設であり、地域の子どもから大人まで幅広く利用しているが、整理整頓・清掃及び備品の適切な管理がきちんとなされており、利用者が安全かつ快適に利用できるように取り組んでいる。また、併設の老人憩のフロアーやひまわりクラブも含めて建物全体の管理をしており、周囲の施設からも苦情の多かった樹木の伐採を行うなど、近隣施設と協力しながら円滑に施設管理が行われている。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	◎	
4	清掃・警備等	◎	
5	修繕	◎	
6	環境配慮	○	
7	再委託	○	
8	災害等への対応	○	
9	関係団体、地域との連絡調整	◎	
10	管理記録	○	

4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目		評価	新潟市東区地域課コメント欄
1	管理経費等の縮減	◎	こまめな消灯や裏紙の再利用など経費の削減に取り組んでいる。
2	事業見直し	○	
3	利用者増等	○	

5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

老人憩のフロアーとひまわりクラブを含めた建物全体の管理を行っているが、毎月の管理人ミーティングや利用者会議の開催などサービスの向上への取り組みを行っている。建物の老朽化や入浴施設の管理などで施設管理にかかる負担が大きいところではあるが、整理整頓・清掃及び備品の管理がきちんとなされており、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に運営されている。以上のことから、地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしており、指定管理者として優良と評価できる。

※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ : 仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- : 事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ : 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × : 仕様、サービス水準を達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A : 多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B : 全ての項目が「○」以上である場合。
- C : 「△」の項目が1つでもある場合。
- D : 「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 025-250-2120(直通)